

投資主総会開催及び基準日設定公告

平成二十七年五月十四日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができ、投資主を確定するため、平成二十七年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもつて、議決権を行使できる投資主といたします。

平成二十七年二月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番二号

S I A 不動産投資法人